

**熱中症
警戒中!**



熱中症対策が義務化! 命を守る職場づくりを

近年の猛暑により、職場での熱中症による労働災害が深刻化しています。こうした状況を受け、改正労働安全衛生規則により、事業者の熱中症対策が**義務化**されました。(令和7年6月1日より)

対象となる作業

WBGT (暑さ指数) 28℃以上 または 気温31℃以上の環境で、連続1時間以上 または 1日4時間を超えて行われる作業



屋外作業だけでなく、工場や倉庫など高温となる屋内作業も対象となります。



熱中症は「自己責任」ではありません

熱中症は個人の体調管理だけの問題ではなく、職場環境や作業管理の問題です。

労働組合として、職場に求めていきましょう



十分な休憩時間の確保



冷房・送風設備の整備



水分・塩分補給の確保



暑さ指数 (WBGT) の測定・公表



緊急時対応マニュアルの整備

「暑さは我慢するもの」ではなく、
「命を守るために対策するもの」です。



1 報告体制の整備

熱中症の症状が出た労働者や、異常を発見した人が速やかに報告できる体制を整備し、周知しなければなりません。



2 緊急時対応手順の作成

重症化を防ぐため、以下の手順を定めることが義務付けられました。

作業の中断・離脱



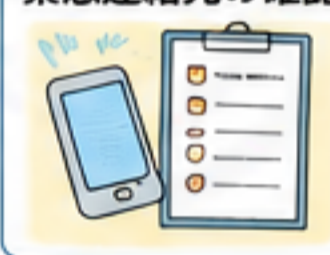
身体の冷却



医療機関への搬送



緊急連絡先の確認



3 労働者への周知

作成した体制や手順を全ての労働者へ周知し、実際に機能するようにしておく必要があります。



必要な措置を講じなかった場合、労働安全衛生法に基づき
6か月以下の拘禁刑 または **50万円以下の罰金**
が科されることがあります。



これから本格的な夏を迎えます。
一人ひとりが声を上げ、安全で安心して働ける職場づくりを進めていきましょう。



岐阜一般労働組合

〒500-8402 岐阜県岐阜市竜田町4-3-3
TEL 058-213-9330 FAX 058-213-9333

ホームページ <https://岐阜.全国一般.jp>
メール scrum.giu@nifty.com